

タイトル	養老保険を利用して、関係法人から役員に資金を還流する租税回避スキーム（いわゆる逆ハーフトックスプラン）に関し、満期保険金を受取った個人以外の者が支払った保険料は、一時所得の金額の計算上、所得税法三四条二項の「収入を得るために支出した金額」に当たらないから控除できないとして、原判決を取り消した事例
著者	藤中，敏弘；FUJINAKA, Toshihiro
引用	AN00228753, 48(2): 353-366
発行日	2012-09-30

〈判例研究〉 養老保険を利用して、関係法人から役員に資金を還流する租税回避スキーム（いわゆる逆ハーフトックスプラン）に関し、満期保険金を受取った個人以外の者が支払った保険料は、一時所得の金額の計算上、所得税法三四条二項の「収入を得るために支出した金額」に当たらないから控除できないとして、原判決を取り消した事例

（最高裁判所第二小法廷平成二二年（行ヒ）第四〇四号 平成二四年一月三日民判決 判例時報二二四九号五二頁、判例タイムズ一三七一号一一八頁）

藤 中 敏 弘

【事実の概要】

Xらの経営する株式会社（以下本件会社という）は、契約

者を本件会社、被保険者をXら又はその親族、死亡保険金の受取人を本件会社、満期保険金の受取人をXらとし、平成八年から同一〇年にかけて、保険期間三年又は五年の養老保険

料 (以下本件養老保険という) に加入し、保険料をXらと本件会社が二分の一ずつ負担する保険契約を締結した。この保険契約に基づきXら四名は、三年間で四三億七千万円の満期保険金を受領した。

本件の保険契約にあたって、本件会社は、支払保険料の二分の一は自己負担分として損金に計上し、Xらの負担分の二分の一はXらに対する貸付金として処理し、保険料の支払いは事実上一括して本件会社が行っていた。貸付金については、Xらが本件満期保険金を受領した際に本件会社は返済を受けてはいたが、Xらに対し給与所得として課税(源泉徴収) 処理はしていなかった。

Xらは平成一三年ないし平成一五年の所得税の確定申告に際し、満期保険金にかかる一時所得の計算上、控除し得る「収入を得るために支出した金額」(所得税法三四条二項)は、本件法人が負担した二分の一の保険料を含め保険料全額であると申告したところ、所轄税務署長は本件会社が負担した二分の一の保険料は「収入を得るために支出した金額」に当たらないとして増額更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行った。Xらは異議申立て、審査請求を経て本件処分の取消訴訟を提起した。

第一審福岡地裁平成二十二年一月二七日判決(判タ一三〇四号一七九頁)は、所得税法三四条二項の文言からは、一時所得から控除することができる保険料等の金額は所得者本人が負担した金額に限られるか否かは明らかではなく、同法施行令一八三条二項二号本文が、生命保険契約等に基づく一時金が一時所得となる場合、保険料又は掛金の総額を控除できると定めていることからすると、養老保険契約に基づく満期保険金が一時所得となる場合、所得者以外の者が負担した保険料の額も満期保険金の額から控除することができるというのが相当であるとして更正・決定処分を取り消した。

控訴審福岡高裁平成二十二年七月二九日判決(判例集未搭載)も第一審を支持し控訴を棄却した。

【判旨】

破棄自判、一部差戻し

1、所得税法は二三条ないし三五条において、所得をその源泉ないし性質によって一〇種類に分類し、それぞれについて所得計算方法を定めているところ、これらの計算方法は個人の収入のうちその者の担税力を増加させる利得に当たたる部分を所得とする趣旨に出たものと解される。

2、

本件支払保険料につき本件法人の経理処理からすると、

一時所得の計算方法を定めた同法三四条二項も担税力に
応じた課税を図る趣旨のものであり、「その収入を得るた
めに支出した金額」を一時所得の金額の計算上控除する
としたのは、一時所得に係る収入のうち支出額に相当す
る部分が個人の担税力を増加させるものではないことを
考慮したものと解せられるから、「支出した金額」とは、
一時所得に係る収入を得た個人が自ら負担して支出した
ものといえる金額をいうと解するのが上記の趣旨にかな
うものである。同項の文言も、収入を得る主体と支出を
する主体が同一であることを前提としたもので、同項に
該当するためには、当該収入を得た個人において自ら負
担したものとといえる場合でなければならぬと解するの
が相当である。

本件貸付経理部分は、Xらが本件会社等からの貸付金を
原資として当該部分に相当する保険料を支払った場合と
異なるところがなく、Xらにおいて当該部分に相当する
保険料を自ら負担して支出したものとといえるのに対し、
保険料損金経理部分はXらが保険料を自ら負担して支出
したものとはいえず、所得税法三四条二項にいう「収入
を得るために支出した金額」として一時所得の計算にお
いて控除することはできない。

3、
更正処分取消は棄却、過少申告加算税の賦課決定処分
は「正当な理由」（国税通則法六五条四項）に当たるか否
かにつき審理を尽くさせるため、差戻すこととする。

4、
須藤正彦裁判官の補足意見

所得税三四条二項の「その収入を得るために支出した
金額」とは、当該収入を得た個人において自ら負担して
支出したものでなければならぬと解されるのは同条項
の趣旨・目的に照らし明らかであり、本件更正処分は同
項の趣旨・目的に沿った解釈によって明確にされている
同条項の意義に従ったものであり、租税法律主義
（課税要件明確主義）に何ら反するものではない。

次に租税法律主義の下では法的安定性や予測可能性が

保護されるべきところであるが、法人税額算出に当たって損金経理されるという方法で保険料のうち非課税とした半額部分を、更に所得税額算出に当たっても控除されるべき金額として扱い、そのことよって重ねて非課税とする結果を生じさせるといふようなことは、不合理であり、そのことよりすれば法定意見の解釈が法的安定性や予測可能性を損なうなどとすることもできない。

もつとも本件の課税について、若干の混乱が生じたのは所得税施行令一八三条三項二号や所得税基本通達三四―四の規定振りがいささか分かりにくい面が一因をなしているが、政令は法規の解釈を決定付けるものではないし、通達は法規の解釈を法的に拘束するものではなく、所得税法三四条二項と整合的に解されるべきであり、またそのように解しうるものである。

【評釈】

判決に反対

1、はじめに

近年多くの富裕層を対象に、タックス・プランニングを提供したり、タックス・シエルター商品を販売する業者が我が

国でも増加している。このような租税回避行為は合法性と違法性の判断が難しく、一定の租税リスクを負いながらも実行され、行政庁と納税者の間で訴訟となる事例が増えている。

租税回避の根本は「租税要件の充足を回避」することであり、そのスキームとしては、通常用いられる取引形態の私法上の法形式とは異なる法形式を用いて、意図した経済的效果を実現することが通例の方法とされてきた。しかし、このような作爲的なスキームとは別に、法の欠缺あるいは法の解釈の限界を利用し租税回避を図ることも可能であり、本件はこのような作爲的技術の無い租税回避スキームといつてもよろう。

近年訴訟として問題になるのはどちらかといえば後者の形態の租税回避事案であり、これはとりもなおさず、租税法主義と租税法の解釈にかかる問題であり、本件もこのような観点からの検討が必要であると考えられる。

2、養老保険と法人契約

法人が生命保険を利用することは、通常の事業活動として一般に認められており、多くの法人が何らかの形で保険会社と保険契約を締結している。このような保険契約の意図ある

いは目的について考えてみると、一つは従業員福利厚生・退職金等あるいは、事業保障として本来の保険目的を意図する利用方法である。もう一つの利用方法としては、生命保険の「課税繰り延べ」効果等を利用した節税・税金対策を目的とした利用方法が考えられる。

生命保険は一般的に、「死亡保険（定期保険・終身保険）」、「生存保険」、「生死混合保険（養老保険）」に分類される。保険契約者を法人とした場合、これらの保険は、保険の種類や契約状況により、支払保険料を「全額損金」とできる場合と一部を「損金と資産計上」に区分しなければならぬ場合があり、保険料、保険金、税率等を勘案し様々なタックス・ストラテジを立てていかなければならない。

このうち、「養老保険」は死亡保険と生存保険を組み合わせた保険で、被保険者が死亡した場合は死亡保険金を、保険事故がなく一定の期間が経過し満期となると満期保険金（生存保険金）が支払われる形態の生命保険である。

法人を保険契約者、被保険者を役員又は使用人とする養老保険の税務処理に関しては、実務上大まかに以下のような取扱いとなっている¹⁾。

①死亡保険金及び満期保険金の受取人が法人の場合、支払保

険料は保険事故の発生等まで法人の資産に計上する。

②死亡保険金及び満期保険金の受取人が被保険者又はその遺族の場合、支払保険料は被保険者に対する給与とする。

③死亡保険金の受取人が被保険者の遺族、満期保険金の受取人が法人の場合、全従業員が加入（普遍的加入）している場合、二分の一は資産計上、二分の一は損金（福利厚生費）、役員、部課長その他の使用人等一部の者のみ加入（普遍性なし）している場合、二分の一は資産計上、二分の一は被保険者の給与とする。

実務上最後の③のケースはいわゆるハーフタックスプラン（半損タイプ型養老保険）と称される契約方式で、死亡保険は遺族に対する法人としての弔慰金、死亡退職金としての性格を持つものであるが、遺族は保険金として受け取るもので、相続税法上は一定の非課税枠の適用を受けることとなる（ただし、法人が別途退職手当金に該当する旨定めている場合は死亡退職金となる）。満期保険金については、法人が自由に使える財産となり、満期保険金と資産計上の差額が法人の所得（益金）となる。

しかし、このハーフタックスプランでは、普遍的加入や満期返戻金の配当予定利率の低下等によりタックス・プランと

料 しての旨味はほとんどない。

資

そこで、本件で問題となったようなタイプの養老保険の契約が考案された。いわゆる逆ハーフタックスプラン（全損タイプ型養老保険）と称されるものである。法人を保険契約者、役員又は使用人を被保険者、死亡保険金の受取人を法人、満期保険金の受取人を被保険者とするものである。被保険者に関しては普遍的加入の縛りがなく、二分の一は死亡保険金に対応する部分として定期保険料の支払保険料相当分として損金算入、満期保険料部分は法人が受け取るわけではないので、被保険者の給与として合わせて全部が法人の損金となる。

このタイプの保険の目的は、表面上、死亡保険金はそれを遺族の弔慰金、死亡退職金の財源にあてるためであり、一方、満期保険金は役員・使用人の資産形成を援助することが保険の意図であるとされるが、弔慰金や死亡退職金として遺族に交付するのであれば受取人を遺族にする方が福利厚生目的を確実に実現できるし、資産形成に関しては従業員に満期保険金を交付することは通常考えられない。

この点からすれば、このスキームは養老保険を利用し役員への資金還流と、法人の節税を意図したものと理解することができる。

3、満期保険金と一時所得の性質

個人の所得としての生命保険の満期保険金がどのような所得に区分されるかという問題は、保険の種類、保険契約の仕方により変わってくる。本件のように契約者（保険料負担者）と満期保険金の受取人が異なる場合、各々が個人であれば贈与税が課税されることになるが、法人から個人への贈与には贈与税は課税されず、所得税が課税されることとなり、本件の場合、「一時所得」に区分されると解されている^①。

「一時所得」とは、利子所得ないし譲渡所得以外の所得（所得税法二三条から三三条に該当しない所得）のうち営利を目的とする経済的行為から生じた所得以外であって、労務その他役務または資産の譲渡の対価としての性質を有しないものとされている（所得税法三四条一項）。

つまり、所得税が所得を一〇種類の所得に分類したもののうち、一時所得と雑所得を除く八種類の所得に該当しないもので、非継続的、非対価的な所得をいうものとされている。さらに雑所得と一時所得の類似性が指摘されるが、役務提供の対価（報酬）に当たれば雑所得としての構成も考えられる。このような性格の一時所得の金額は、その年中の一時所得にかかる総収入金額からその収入を得るため支出した金額の合

計額を控除し、その残額から五〇万円を控除した金額である（所得税法三四条二項）。さらに一時所得は担税力が低いとの考慮から、その二分の一のみが課税対象とされている。

一般に「収入を得るために支出した金額」とは、①その収入を生み出す行為をするため、または、②その収入を生み出した原因の発生に伴い、直接要した費用の金額に限られるとされている。所得税法三四条二項括弧書が「限る」という文言を用いているのは、偶発的利得については、それを得るために支出しても、収入の発生が偶然の要素によって左右されるので、収入の発生につながらなかった支出は、所得の処分ないし消費として、その控除を認めず、収入・支出の対応関係を個別的・直接的対応関係に、厳格に限定したものとされている。³⁾

4、下級審の判断

本件第一審及び原審を引用した控訴審は以下のとおり判示している。

第一に、租税法律主義に基づく租税法令の解釈は、法令の趣旨・目的・租税の基本原則、税負担の公平・相当性等を総合考慮し、法的安定性、予測可能性を損なうことのない限度

で租税法令を客観的、合理的に解釈することも許される。その際、通達は上級行政庁が下級行政庁に対して行う命令ないし示達で国民を拘束する法規範ではないが、租税行政においては通達の文言、趣旨及びその合理性も十分検討した上で租税法令の解釈を行うべきである。

第二に、前記を前提として、所得税法三四条二項、同施行令一八三条二項二号の解釈、所得税基本通達三四一四について、次のように判示している。法三四条二項「収入を得るために支出した金額」とは文言上、所得者本人が負担した部分に限られるのか、所得者以外の者が負担した部分も含まれるのかは必ずしも明らかではない。同施行令一八三条二項二号は保険料又は掛金の総額を控除できると定めている。同施行令一八三条二項二号ただし書きは、本文が総額控除を原則とした場合の控除が認められない場合の限定列挙であり、所得者以外の者が負担した保険料も控除できると解釈するのが自然である。所得税法基本通達三四一四も、誰が保険料を支払ったか、所得者に給与課税された否にかかわらず控除を認めているとしてみるとみる方が合理的で、通達の注書きは確認規定にすぎない。

第三に、その他の問題として所得税法七六条一項及び所得

税基本通達七六一四から所得税法三四条の類推解釈については、生命保険料控除と一時所得の計算の控除は別の場面の問題であり、満期保険金は訴外法人からの贈与であるから保険料控除はできないという国の主張に対しても保険金の受領を直ちに贈与とみることはできないし、保険契約が不自然であるので控除を認めるべきではないという主張にも、必ずしも想定不可能なほどの不自然・不合理なものではないと結論づけている。

さらに、控訴審は所得とは純所得を意味するが、純所得の理論を貫徹できない所得は、ある種の擬制に基づいて算定する制度設計になっているとし、一時所得についてはその発生態様がさまざまであることからして、必要経費が一義的に算出しようか疑問で、養老保険の満期保険金の場合、収入と必要経費との関係が直接的でないことから、その文言だけでは、控除される保険料は一時金を取得した者自身が負担したものに限られるのか、受給者以外の者が負担していたものも含まれるのかについては、法文上必ずしも明らかではない。この点から所得税法三四条二項、同施行令一八三条二項二号及び所得税基本通達三四一四を整合的に理解しようとするれば、所得者以外の者が負担した保険料も控除できることは明

白で、他の解釈を容れる余地はない。「支払を受ける者以外の者が負担した保険料又は掛金」は、当該保険料等につき一時金等の支払を受けた者に対し給与課税される等して、当該保険料の支払を受けた者が実質的に負担したものを指すとする解釈は、表示されていない要件を解釈と称して付加するもので、課税要件明確主義に反する不当な解釈である。本件満期保険金に係る一時所得の計算上、法人損金処理保険料を控除できるとすることは、結論においても不合理であるとする国の主張は、法令の不備によるものであるから、その是正は解釈の名の下に規定されていない要件を付加することとなり許されないとした。

5、租税法律主義と法解釈

租税法律主義を前提とし、租税法規をめぐる法解釈に関する裁判例が急増している。最高裁判決にかかる事案だけでもここ数年來、ガーンジー島（損保ジャパン）事件⁽⁴⁾・ホステス報酬事件⁽⁵⁾・冷凍倉庫固定資産過重賦課事件⁽⁶⁾・武富士事件⁽⁷⁾・損益通算遡及適用事件等⁽⁸⁾、重要な判決が言い渡されている。

租税法律主義は元來、租税立法における基本原理としての機能を果たすべきものではあるが、租税法令の解釈・適用に

においても考慮されるべきものである。特に、近年の租税訴訟においては、租税法規の解釈に租税法主義が解釈指針として機能し、その解釈原理を形成している。租税法は一般に一義的に規定されていればその解釈としては特に問題は生じないが、複雑多義な現在の国民経済に対応するためには、その規定がどうしても明確さを欠いたり、複雑かつ技術的にならざるを得ない側面を持っている。また国民経済の変化の速度に法律の規定が追い付かない、あるいは想定外の変化に対応できない場合もありうるのである。

この点を考慮しても、租税法主義はその解釈原理としては厳格な文理解釈を要請する。この要請は、文理解釈以外の解釈を一切認めないという趣旨ではなく、場合によっては法の趣旨・目的等に即した解釈も許容されると考えられている⁹⁾。しかし、租税法規が国民の財産権を侵害するものであることから、その許容範囲は法的安定性、国民の予測可能性を侵害するものであつてはならないことは当然である。

次に、租税法主義と通達の関係をどう考えるかが問題となる。通達はいうまでもなく、行政内部の職務指針であり、租税解釈における法源ではなく納税者たる国民を拘束するものではない。ところが、こと税務通達（解釈通達）に限って

は、実務上納税者の行動指針としての機能をはたしており、納税者が税務通達の解釈に反する課税を受けることになれば納税者の法的安定性、予測可能性を害し租税法主義の理念を没却させてしまうことになる。

なお、このような事件をうけて平成二三年六月の税制改正では政令（所得税施行令）の改正がなされている。改正の趣旨としては、本件のような租税回避事案の適正化を図るため、養老保険の満期保険金にかかる一時所得の計算上、控除しうる金額を明確化するため¹⁰⁾としている。具体的には、控除しうる金額は給与課税を受けた保険料に限るとしたものであるが、これが法律の形で改正されることは租税法主義の観点から問題はないが、まさにこの点が係争中の最高裁判所判決が下される前に政令として縛りをかけることには問題がある。政令は委任命令、執行命令、解釈基準の明確化の範疇で法源としての機能が認められるのであつて、本件の改正は時期的に考えれば憲法に違反するものと言わざるを得ない。さらに、本件最高裁判決は、控除しうる金額として給与課税を受けたものに限定しておらず、自ら負担して支出したものと判示していることから、この政令は判例の控除可能な金額の範囲を限定するもので、この点からも問題があるといえよう。

料 6、本件判決の評価

資

本件はいわゆる逆ハーフタックスプランと称される租税回避スキームにかかる初の最高裁判決である。同様の事案に關し、その判決が三日後の平成二四年一月一六日に第一小法廷⁽¹⁾で出されていることから、このスキームを国は違法と認め、これまで見過ごしてきた態度を改め課税処分に及んだものと考えられることができる。

本件と一月一六日の事案は、遊技店の役員・医療法人の役員等、ともに富裕層といわれる階層に属する人達が、多額の資金を「課税繰り延べ」⁽²⁾ができる唯一の金融商品である保険を利用し、課税の回避を行ったことが問題視されたのである。

このような課税の公平というような視点とは別に、本件は租税法主義と租税法規の解釈・適用をめぐる大きな問題を提示しているものでこの点を中心に本判決を考察してみることとする。

第一に、本件下級審の基本的な考え方として、租税法主義に基づく法令解釈においては国民生活の法的安定性・予測可能性を保障したうえで、法令の趣旨・目的、租税の基本原則、税負担の公平・相当性等を総合考慮し、法的安定性、予

測可能性を損なうことのない限度で客観的、合理的に解釈することは許されると指摘していることから、いわゆる厳格な意味での文理解釈のみが租税法主義で認められる解釈原理であるとしているわけではない。

租税法規の趣旨・目的を考慮し解釈すべきことを容認している点においては、本件最高裁の判決趣旨と異なるところはない。

この点これまで最高裁が、租税法規の文理を手掛かりにしつつ、租税法規の規定の趣旨・目的を考慮して解釈をおこなってきたことを本件下級審も本件最高裁も踏襲するものである。

このように、租税法主義を前提とした解釈手法として本件は下級審と最高裁で同一の視点に立つものであるが、その判断・結論が真逆になった点の検討が必要である。

谷口教授は文理解釈の結果なお複数の解釈可能性が残る場合には、租税法規の趣旨・目的すなわち租税立法者の価値判断を参酌して法解釈すべきとしている。そして、解釈者が自身の価値判断をもって立法者の価値判断に代替することは許されず、さらに税収確保や公平負担という租税立法一般の動機にまで遡るかどうかはともかく、租税法規の趣旨・目的を

緩やかに把握することは一種の法創造で租税法主義の下では許容されないとされるのである。⁽¹³⁾この点、以下第三の部分で検討する。

第二に本件生命保険契約から生ずる、受取人Xの満期保険金の所得区分であるが、これが「一時所得」に該当することには争いはない。課税実務は生命保険金にかかる所得区分に關し契約の形式的側面に着目し所得区分の判断を行っている。こうした形式判断に關し、異を唱え契約・保険の実質等に着目し、所得区分を判断すべきという主張⁽¹⁴⁾もあるが、現状では契約形態による判断を以て所得区分を行っている。

問題はその所得金額の算定方法であるが、通常生命保険に係る保険金が一時所得とされる場合、他の一時所得と比べその発生形態が著しく異なることから、政令・通達を以てその詳細を規定しているものとされている。⁽¹⁵⁾したがって、一時所得の算定にあたっては政令・通達を参考に法解釈を行わなければならぬ。この点、本件最高裁判決は政令及び通達の文言による法解釈に依拠することなく、租税法の解釈として許容されている当該規定の趣旨目的に照らしたうえで、の解釈アプローチを採用したものと評価できると指摘する見解もあるが⁽¹⁶⁾最高裁は法の趣旨目的を明らかにしておらず疑問であ

る。

第三に、一時所得を規定する所得税法三四条に關し、本件は「収入を得るために支出した金額」（所得税法三四条二項）の解釈に關し複数の解釈可能性が生じた事実であった。このような場合、法の趣旨・目的を斟酌し法解釈をなすべきであるが、最高裁は所得税法三四条の趣旨・目的を明確にしないまま、同条二項の「支出した金額」とは個人自ら負担して支出したものといえる金額を言う⁽¹⁷⁾と解するのがその趣旨であると結論づけている。須藤判事の補足意見においても、「趣旨・目的に照らし明らか」ということのみで一時期所得課税の趣旨・目的は明確にされていない。

さらに、政令は生命保険金課税に当たり、その法解釈を明確化するために規定されており、本来一義的に解釈できるよう規定しているものである。その解釈を整合性という解釈技術を用いて解釈すべきことを示唆しているのは、政令そのものが租税法主義違反であることを指摘するようなものであり法解釈における循環論に陥っている。

この点、最高裁は外国税額控除余裕枠り⁽¹⁷⁾そな銀行事件において、制度趣旨・目的を明確にしないまま制度濫用論を根拠として、短縮的な結論を示した判決⁽¹⁸⁾と類似するのである。

料 本件もいわば、制度の間隙を縫ってこのスキームを利用した者だけが得をするといった不公平感、制度悪用感が根底にあるように思われる。

しかし、本件で補足意見を論じている須藤判事が武富士事件で述べた補足意見の趣旨のとおり、不公平感を法解釈の指針とし文理解釈を放棄することはできないはずである。

本件福岡高裁判決がまさに、武富士事件の須藤判事の補足意見を引用し判示していると評価されていることからすると、本判決に対しては違和感を覚えるのである。

そもそも、一時所得とは一〇種類の所得のうち、利子所得から譲渡所得までの典型的な八種類の所得を除いたもので（他の所得の非該当性）、非継続性、非対価性をもつものである。担税力が他の所得に比べ低いとされていることから、半額課税となつている。また、その質的担税力は他の給与所得や雑所得と異なるものと考えられている。いわば、他の九種類の所得に属さないものを補充的・消極的に構成したものである。したがって担税力の捉え方としては九種類の所得とは別の視点で考慮されるべきものである。最高裁判決はこの点明確に論じていないが、推測の範囲でいえば純所得概念に立ち、「支出した金額」を他の所得同様「投下資本の回収」とい

う視点からみているのではないかと思われる。所得税法三四条二項は一時所得の性質から、所得計算上控除される金額は、この経費性・費用性の観念を払拭しているのである。²⁰⁾

また、仮に本判決が説示するように「支出した金額」が個人において自ら負担して支出した金額とするのであれば、生命保険の掛金の総額のうち満期保険金に係る個人の支払額を、保険期間・被保険者の寿命等数理計算のうえ算定する必要がある。保険掛金の二分の一を損金、差額を資産計上しているのは、あくまでも法人税法上の経理処理を簡便化するための手法であつて、判決が支払保険料のうち二分の一が満期保険金の原資で残りが死亡保険金の原資であるとする根拠どこにも示されていない。また法人税法上の経理処理が所得税法の一時的所得の支出した金額の算定となるべき法的根拠はない。最高裁はこの点に関し、経費の二重控除による不正・不公平さといった観点からの解釈を施したと推測され、やはり解釈手法としての適正さを欠いているのではないかと思われる。

以上の点から、本判決は租税法主義に違反し問題があると思われる。さらに補足すれば、このスキームに対しては、一般的な心情からすれば、公平課税といった点で問題がある

が、立法的解決を図るか、所得区分の再検討を行うか、別の課税方法により適正な租税負担をさせるという方法により、不公平感の是正を行うべきであろう。

最後に、「差戻し」の点については後日の評釈に譲るとするが、本件判決後の最高裁第一小法廷判決では、差戻し事由が相当詳細に述べられている。加算税賦課除外事由としての「正当理由」（国税通則法六五条四項）は、本件のような租税回避スキームが広くタックス・シエルター商品として販売されている現状に鑑みれば、例えば保険会社から税金がかからないと言われ勧誘された場合など様々な問題が想定されよう。場合によっては勧誘会社等への民事賠償の問題もあり、差戻し審の判断が待たれるところである。

注

- (1) 法人税法基本通達九一三―四
- (2) 所得税法基本通達三四―一
- (3) 谷口勢津夫『税法基本講義』二六九頁(弘文堂 第二版 二〇一一)
- (4) 最判平成二二年二月三日 民集六三卷一〇号二二八三頁
- (5) 最判平成二二年三月二日 判時二〇七八号八頁 判タ一三二二七頁

- (6) 最判平成二二年六月三日 民集六四卷四号一〇一〇頁
- (7) 最判平成二三年二月八日 判時二一一号三頁 判タ一三四五号一五頁
- (8) 最判平成二三年九月三日 判時二一三二号三九頁 判タ一三五九号八〇頁
- (9) 法の趣旨・目的に即した解釈こそが文理解釈であるという見解もあり、文理解釈の意味するところは論者により若干の違いはあるものの、このような解釈手法は一般に認められている。

参考・占部裕典「租税法における文理解釈の意義と内容」
税法学五六三号(二〇一〇)七五頁

- (10) 平成二三年税制改正の解説八七頁 財務省ホームページ
(<http://www.nof.go.jp>) 参照
- (11) 判例時報二一九号五八頁、判例タイムズ一三七号二二五頁
- (12) 中里実ほか『租税法概説』四二頁(有斐閣 二〇一一)
- (13) 谷口・前掲注(3)三六―三七頁
- (14) 上田正勝「個人の生命保険契約に基づく一時金・年金に係る所得金額の計算について」税大論叢六九号二三二頁
- (15) 古矢文字「収入を得るために支出した金額(クロウズアツブ税務争訟判決・評決から探る実務ヒント)」税理五二巻一号(二〇〇九)九四頁
- (16) 金井肇「一時所得の保険料の控除範囲をめぐる最高裁判決とその解釈(事例研究)」税理五五巻三号(二〇一二)一二五

- (17) 最判平成一七年二月一九日 民集五九卷一〇号二九六四頁
- (18) 田中治「租税法律主義の現代的意義」税法学五六六号(二〇一一)二六〇頁
- (19) 木山泰嗣「租税要件明確主義の解釈論的展望」青山法務研究論集第四号(二〇一一)四三頁
- (20) 岩崎政明「納税者と法人とが保険料を負担した養老保険に係る一時所得の計算(租税判例研究四五四)」ジュリスト一四〇七号(二〇一〇)一七五頁
- この点に関し投下資本との同質性を論ずる実務家もいるが(佐藤孝一・税務事例四二卷八号(二〇一〇)五頁)、一時所得の本質から考慮すると疑問である。